

パラリンピック関係者の入院・療養状況（2021年8月23日時点）

組織委員会に確認したところによると、2021年8月23日時点で、海外から入国したパラリンピック関係者で新型コロナウイルスに感染した者のうち、大会指定病院に入院している者は0名、通院している者は0名と聞いている。

また、宿泊療養施設については、組織委員会が 300室を確保しているところと聞いているが、収容されている陽性者数については、現在、組織委員会に確認を行っているところである。

症状
せん
92

1173 184人
（陽性者）

2021年8月24日

内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局

1173 = 陽性者数
184

ご質問へのご回答

○宿泊療養者数について

組織委員会に確認したところ、2021年8月23日時点で、組織委員会が確保する宿泊療養施設に収容されているアスリート等の数は、20名程度と伺っている。

○酸素濃縮装置について

組織委員会に確認したところ、2021年8月23日時点で、組織委員会が確保している酸素濃縮装置の数は、1台と伺っている。

2021年8月24日

内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局

【ご質問1】添付の1番最後のページの記事上部の丸囲みしている女子の重症者2名は事実か。

→ 東京都に確認したところ、記事の内容（7月の東京都の10歳未満の女児の重症者2名）は事実でした。

【ご質問2】添付の1番最後のページの記事下部の丸囲みしている船橋のクラスターについて事実か。

→ 船橋市保健所に確認したところ、記事の内容（学習塾で小中学生96人と職員4人の計100人が感染）は事実とのことでした。

【ご質問3】日本でコロナの死亡者で20歳未満は今までいるのか。

→ 昨日時点で、日本で20歳未満の新型コロナウイルス感染者の死亡者はいないものと承知しております。

厚生労働省
コロナ本部疫学データ班

Ⅱ. 病院の資金繰りに関する留意事項

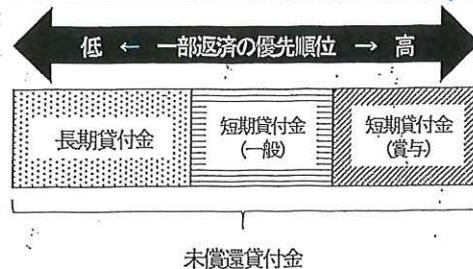
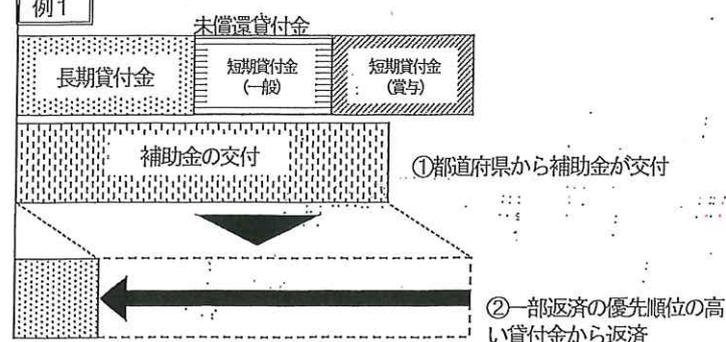
- 新型コロナの影響を受け、病院の資金繰りが悪化しているため、日々の資金繰りには十分留意していただきたい。資金ショートの前兆が発見された場合には速やかに本部に協議いただきたい。
- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の獲得に向けて、以下の点にご留意いただきたい。
 - ✓ 病床確保事業は、病院の収益確保に繋がる
→ 獲得に向けて、積極的に都道府県に働きかけていただきたい。
 - ✓ 感染防止対策の補助金については、すべての病院が「新型コロナ疑い患者受入れのための救急・周産期・小児医療機関の院内感染防止対策事業（支援金支給事業）」または「医療機関・薬局等における感染拡大防止等の支援事業」どちらかの事業の対象となる
→ 補助申請漏れがないよう、また、満額申請するよう対応をお願いする。
- 9月15日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症対策予備費による医療機関等への更なる支援」について、診療報酬・病床確保料が引き上げられているほか、インフルエンザ流行期への備えとして、疑い患者を受け入れて診療を行う救急・周産期・小児医療機関に対して、感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用が補助される事業など、新規の事業が創設されたため、積極的に獲得に向け都道府県に働きかけていただきたい。 NH0 16

- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等の補助金が交付された場合には、未償還となっている貸付金の返済を行っていただくこととなるので改めて周知する。

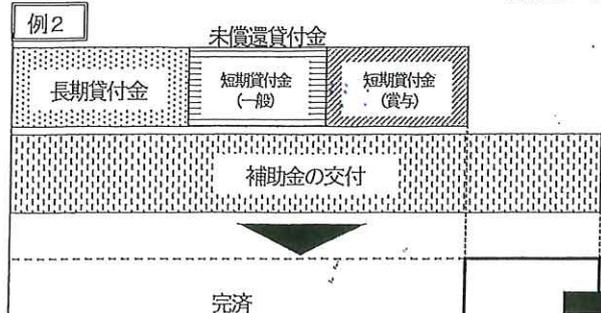
※「貸付金の取扱いについて」（平成30年3月28日付国立病院機構発企第032001号理事長通知）及び「毎月の貸付金の返済について」（平成30年10月3日付企発第1003001号企画経営部長通知）に基づく取扱い

- さらに、貸付金の完済後も一般預託金の預入または貸付金の繰上償還の検討を 140
 完済 お願いする。

例1 <未償還となっている貸付金への返済のイメージ>



貸付金の元利息の一部の支払ができない場合には、短期貸付金（賞与）から返済
返済額は、月末時点の資金残高見込額から翌月の給与支給見込額を除いた額を目安とする



③未償還となっている貸付金を超える補助金が交付され、貸付金を返済し、なお資金に余裕がある場合は、一般預託金に預入または貸付金の繰上償還^④を検討

④返済順位は一部返済の優先順位と同じ

一般預託金に預入または貸付金の繰上償還

長期貸付金を繰上償還した場合は、今後の利息負担が軽減され、病院の

- (5) 我が国では既に多くの地域において人口減少が進んでいる中、あらゆる病院がこれまでどおりに新規患者を十分に確保できるという前提には立てなくなっており、懸命な取組を行っても経営が安定するとは限らないというのも現実です。今のままの形を維持することが難しくなる病院が出てくることも現実的な問題として考えなければならず、それはNHOも例外ではありません。経営が安定しない状況が続いているとすれば、それは、求められる医療を提供できないことにつながっていくことであり、だからこそ冷静に状況を見極めて、そうした状況にあると判断される病院では、既存病床を所与にその維持を考えるというよりは、適正な在院日数を前提に持続的な経営が確実に可能な病床数とする(コンパクト化する)方向に舵を切るという判断が必要となります。

※ なお、同感染症の影響による地域の環境変化の要因等の理由がある病院にかかる暫定的な対応(いわゆる「申し出病院」)については、理事長通知においてお示しているとおりで。

2 コロナ禍及びコロナ収束後を想定した患者確保について

- (1) 前記1による新規患者の確保を進める上で、例えば、診療科別・入院経路別の新入院患者数について、同感染症流行の前後での増減の把握や要因分析等を毎月の評価会等の場で行い、その結果を踏まえて有効と考えられる具体的な患者確保策やその進め方(担当者やスケジュール等)の検討等を行うといった取組を進めていただくことが考えられます。
- (2) また、具体的な患者確保の取組を進めるに当たっては、定期的にその効果等を検証し、検証を踏まえた見直し等を行うこと、特に、患者の増減の要因や取組の効果が十分に把握・検証できない場合には、一定の仮説の下に具体的な取組を行い、その結果を検証して必要に応じて見直しを行うといった作業を繰り返し、有効な取組を模索していくことが有効です。
- (3) そのような取組は既に多くの病院で従来から行われているものと承知しておりますが、念のため、当該分析等に当たり活用できると考えられる様式を参考として添付しておりますので、適宜活用いただくようお願いいたします。(【別紙1】参照)
- (4) なお、新入院患者数の増減内訳やその要因の分析結果について、本部として各病院に対して一律に結果の提出や説明を求めるものではありませんが、診療報酬による償還が困難な投資(電子カルテ更新等)を行う際に償還計画の策定が必要な病院や改善推進病院等におかれては、グループ・本部から、別紙1の項目に沿った患者数の状況等をお伺いする場合がございますので、念のためご承知おきください。

3 新規患者を確保する前提としての地域における自院の立ち位置の確認について

- (1) 今般、前記1の基本的な考え方にに基づき、自院の地域における立ち位置を確認することが新規患者の確保の取組を行う上で重要であるとの観点から、外部環境分析を行うツールと